



3 出産費用と各種手当

3-3 出産手当金(出産のため会社を休んだとき)

出産のため会社を休み、雇い主から報酬が支払われないときに、出産日(出産日が予定日後であるときは出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの間、出産手当金が受けられます。

受けられる額: 出産のため会社を休んだ期間の1日につき標準報酬日額の3分の2相当額

なお、出産手当金の額より少ない報酬を雇い主から受けている場合は、出産手当金と受けている報酬の差額が受けられます。